

## 防府市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日制定

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「防府市教育振興基本計画」の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員13人以内をもって組織し、教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 各種団体等関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第4号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。